

公表第4号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成26年2月26日

久留米市監査委員	田中俊博
久留米市監査委員	埴秀二
久留米市監査委員	秋吉政敏
久留米市監査委員	塚本篤行

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象 部局等	対象課等の内訳	監査実施期間	指摘事項 件数	意見 件数
市民文化部	総務、税収納推進課、市民税課、資産税課、 市民課、耳納市民センター、 筑邦市民センター、上津市民センター、 高牟礼市民センター、千歳市民センター、 文化振興課、総合都市プラザ推進室、 生涯学習推進課、文化財保護課、 体育スポーツ課、中央図書館	平成25年12月17日 ～26年1月31日	5	1
固定資産評価審査委員会		平成25年12月17日 ～26年1月31日	0	0

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成25年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点監査項目として実施するとともに、公正で能率的な行政執行の確保が社会的に求められる中、行政の組織、機能、事務処理の手續及び方法その他の行政運営全般についても、その経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努められたい。

また、監査の結果に基づき、市政の総合的進展と明朗な市政の運営に資するため、地方公共団体の事務の原則である住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、必要かつ可能な場合には措置等の対応が講じられるよう望む。

【市民文化部】

指 摘 事 項

《事務監査》

〔審議会等事務〕

久留米市文化芸術振興審議会の招集に係る決裁文書において、権限がない者が決裁を行っていたものや、正当な決裁権者の押印欄を設けているにもかかわらず、その者の決裁を受けていないものがある。

〔休暇・服務事務〕

週休日あるいは休日に出張するよう命令を受けた職員の、出張先で勤務した時間について、振替及び時間外勤務命令などの措置がなされていないものがある。

《財務監査》

〔現金取扱事務〕

複数の出納員がいるにもかかわらず、複写手数料等の収納について、実際に収納事務を行った出納員の名前ではなく、特定の出納員の名前で領収書が発行されているものがある。

〔燃料・公用車管理事務〕

注油券の管理等について、給油所が発行する納品書の所在が不明となっており、給油に関する検収が不十分となっているものがある。

〔契約事務〕

「久留米市文化芸術振興基本計画推進事業 学校への芸術家等派遣事業業務委託契約」について、実際に契約行為が行われた日よりも前の日付で契約書が作成されたり、契約事務手続の前に一部の委託業務が実施されていたりといった事務処理が行われている。

意 見

《事務監査》

当部局が所管する石橋文化センターの各施設及び中央図書館などについては、利用する施設によって駐車場料金の有料・無料が混在している。中でもそれらの施設が隣接する場合は、利用者である市民から見ると、なぜ有料・無料を区別しているか理由が分かりづらくなっており、また、各施設を利用する際はそれぞれ所定の駐車場に駐車すべきとしているが、その制限が難しいために、利用施設以外の施設の駐車場も利用される状況が見られるようである。

このような公共施設の駐車場料金のあり方については、施設の設置目的や利用者の要望などを十分勘案しながらも、各施設の利用負担の違いや、受益者負担の考え方、市民サービスの公平性の観点から、市民の理解と協力が得られるよう、全庁的な調整を含め合理的な整理を図られたい。